

# 箱根町へ避難されている皆さんへ

東日本大震災により、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますと共に、被害を受けられた皆さん、そのご家族に、心からお見舞いを申し上げます。

さて、箱根町では、避難されている皆さんへの支援の一環として、町内施設入場料、福祉施設・教育施設等の使用料の免除や福祉サービス等を町民と同様に適用しますので、ご利用ください。

施設を利用する際は、避難者証明書を施設にご提示ください。

なお、避難者証明書の有効期限は、交付日から一年間です。

## サービスを受けられる施設一覧表

### 1 入場料、使用料を免除する町立施設

#### (1) 観光施設

- ア 箱根湿生花園 (☎84-7293 仙石原 817)
- イ 芦之湯フラワーセンター (☎83-7350 芦之湯 84-55)
- ウ 森のふれあい館 (☎83-6006 箱根 381-4)

#### (2) 福祉施設・教育施設

- ア 老人福祉センターやまなみ荘 (☎82-1211 強羅 1320-185)
- イ 総合保健福祉センター「さくら館」 (☎85-0800 宮城野 881-1)
- ウ 箱根関所・資料館 (☎83-6635 箱根 1)
- エ 郷土資料館 (☎85-7111 湯本 256)
- オ 社会教育センター、各公民館 (☎82-2694 小涌谷 520)
- カ 総合体育館レイクアリーナ (☎86-3300 元箱根 164-1)

#### (3) その他の施設

- ア 宮城野温泉会館 (☎82-1800 宮城野 922)
- イ 仙石原いこいの家 (☎84-6230 仙石原 870)
- ウ 各集会所 (☎85-7160 総合窓口)
- エ 弥坂湯 (☎85-5233 湯本 577)

### 2 町民と同様な助成制度を適用する制度

- ◎ (1) はり・きゅう・マッサージ券の交付 (☎85-7790 健康福祉課)
- ◎ (2) 身体障害者手帳の診断書料の助成 (☎85-7790 健康福祉課)
- ◎ (3) 福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成券の交付 (☎85-7790 健康福祉課)
- (4) 子育て支援センターの利用 (☎85-9595 子育て支援課)
- (5) 放課後児童クラブの利用 (☎85-9595 子育て支援課)
- (6) 就学援助費 (☎85-7600 学校教育課)
- ◎ (7) 高校生通学費の助成 (☎85-7600 学校教育課)
- (8) 貸出図書の利用 (☎82-2694 社会教育センター)

◎印の制度は、町内に中・長期（一か月を超える）避難する方にのみ適用します。

照会先 総務課総合窓口（避難者相談窓口）

☎ 85-7160

総務課防災安全班

☎ 85-9561

箱根町の市外局番は、“0460”です。